

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2026年8月3日(月)

NO. 1702号

本号3頁

＜第221回国会の憲法改悪を許さないたたかいを振り返る＞

憲法の最大危機の第221回国会

ペンライトの大波、「具体的な改憲への進展許さず」!!

第221回国会（特別会）は令和8年2月18日に召集され、7月25日までの158日間開催されました。2026年2月8日投開票で行われた総選挙で、自民党が「3分の2」を超える316議席を単独で獲得し、当選した議員の中で憲法改正に「どちらかといえば」を加えると賛成は89%（読売調査）となり、憲法は戦後最大の危機を迎えました。

4月12日の自民党大会で、高市首相は「時は来た」、「改正の発議にめどが立った状態で来年の党大会を迎えたい」と改憲発議に1年で道筋をつけたいと語り、国会での改憲議論を加速するべきと煽りました。

今国会で、衆院憲法審査会は13回開催され、参院憲法審査会は8回開催されました。

衆参憲法審査会では、参院選挙の合区の解消、緊急集会と緊急事態条項創設・議員任期延長、憲法9条改憲、国民投票法改正等が審議されました。

今国会事実上最後の7月16日の衆院憲法審査会で、与党筆頭幹事の新藤義孝氏は、改憲に向けて議論が「劇的に進んだ」と強調しました。維新の馬場伸幸氏は緊急事態条項の条文案のイメージに触れ、「ゴールが視界に入る位置にたどり着いた」と評価しました。

しかし、今国会では議論の積み重ねは認められつつ、改憲派が狙った具体的な改憲条文起草の着手までには至っていません。投票立会人の選任要件を緩和するなど、公選法に規定をそろえる国民投票法改正案が成立したが、改憲手続の整備を装い、あたかも改憲の準備が着々と進んでいるかのように演出するためであることが露呈しました。自民内からは「改憲項目を絞って議論しなければ、いくら回数を重ねても結論は得られない」と声があがり、国民民主の玉木雄一郎代表は「今国会ではまた憲法改正に向けた具体的な進展が見られなかったことは残念です。テーマが拡散し、改憲項目すら絞りこめていませんし、条文案起草委員会も設置されていません」と悔やんでいます。

この日、憲法改正の機運醸成への期待も込められテレビ中継が行われましたが、「意見集約に向けた道のりの陰しさを映し出した」だけで、衆院憲法審査会の審議が進んでいない実態を見せつけました。

憲法9条改憲の方向性を巡る与党内の見解は完全には一致していません。自民は9条1項・2項は残し、9条の2を新設すると。維新は「戦力」の保持を禁止する9条2項の削除を主張し、国防軍の創設を訴えました。改憲派からも「発議に必要な衆参の総議員の3分の2の合意を得られる状況にはない」と嘆く有様でした。

また、国民民主の玉木代表は「5会派でも意見がまとまらなかった、審査会でも意見の統一が難しい緊急政令の議論を後にして、すでに議論が煮詰まっている緊急時の国会議員任期延長を優先すべきだ」と強調しました。この発言のように、改憲派の主張は憲法9条改憲でも、緊急事態条項創設についてもまとまっていません。

今国会で、緊急事態条項についての「イメージ案」を自民党が衆議院法制局と衆議院憲法審査会事務局に作成させ、衆院憲法審査会に提出させました。「従前の討論を踏まえて、中立的かつ専門的な立場から整理・作成した」とするが、議員任期延長について複数の政党による強力な反対意見があるとともに、議論が多義にわたって合意が形成されていません。にもかかわらず、これら反対意見とその多数の反対理由を併記することもなく、もっぱら緊急事態条項肯定説や議員任期延長説の立場が記載されており、中立性が到底認められない内容でした。

参考人質疑で意見を述べた二人の憲法学者は、緊急事態には憲法が定める参院の「緊急集会」で対応可能だとして、緊急事態条項の必要性和、イメージ案に疑問を呈しました。(次の記事)

憲法の危機のなか、国民は改憲派の具体的な改憲への進展を許しませんでした。その力は、総選挙後、憲法の平和原則の破壊を狙い、国会で次々と悪法を通す高市政権に抗議する「NO WAR! 憲法を変えるな!」の行動に新しい仲間も参加して2、3万人規模で開催され続け、5月3日の有明での2026 憲法大集会には5万人が参加するなど、新たな「戦争反対」・「改憲許すな」の共闘が構築されました。衆参憲法審査会の場でも、毎回、集会の参加者の声が共産党議員等から報告され、審議に大きな影響を与えました。

〈憲法会議 高橋信一〉

第 221 回国会での審査会での審議 NO.1

6月10日参議院憲法審査会参考人質疑

参院憲法審で緊急事態条項創設、長谷部氏ら参考人は必要性疑問

憲法審査会では、参考人質疑で「選挙を経ずに失職した議員の任期を延長するのは「異常な制度設計と言わざるを得ない」等と緊急事態条項の必要性に疑問を呈する意見表明が行われました。

参院憲法審査会は6月10日、衆院解散中の緊急時の対応を定めた憲法54条の参院緊急集会を巡り、参考人質疑を行いました。長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授と、只野雅人専修大学大学院法務研究科教授の両参考人は、緊急事態には憲法が定める参院の「緊急集会」で対応可能だとして、緊急事態条項の必要性に疑問を呈しました。

衆院の憲法審査会では自民党などが衆院法制局などに『緊急事態条項』のイメージ(案)を作らせ、「選挙困難事態」における衆院議員の任期延長や、内閣が緊急事態と認定すれば国会の議決を経ずに法律に代わる緊急政令の制定を可能にするといった各党の主張を並べています。

イメージ案を巡り、長谷部氏は、選挙を経ずに失職した議員の任期を延長するのは「異常な制度設計と言わざるを得ない」「いつまで議員でいるのかとの懸念や、止めどなく延長するリスクがある」と指摘しました。憲法54条の1項は衆院解散後40日以内の総選挙実施と総選挙後30日以内の国会召集を定めており、改憲派にはこれをもとに参院の緊急集会は70日が上限で限界があるとする主張があります。これに対し長谷部氏は、同条項は、従来の政府が長期に居座り続ける事態を避けるための規定で、議員の任期延長は「本末転倒」だと指摘。「制度整備を進めていくべきではない」と主張しました。また、緊急政令については、「極めて不穏当な提案」「日本という国のあり方自体が根本からゆがめられるリスクがある」と述べました。緊急事態条項について「プラスよりマイナスが大きい」と強調。任期延長に対しては「いつまで議員でいるのかとの懸念や、止めどなく延長するリスクがある」と訴えました。

さらに、「緊急事態の際、既に任期切れで失職している衆議院議員も国会議員として働かせよう」ということを改憲派が考えているようだが、国会議員は選挙により選ばれた者でなければならないとする憲法に反する」とも発言しました。また「内閣が参議院の緊急集会を求める事を躊躇する事はあるはずない。そんな内閣が存在する様ならこの国ももうおしまい。少数の人間仲間内だけで相談をしてこれが良いあれが良いと考えるより様々な立場の方々が集まって審議をする。そこで初めて知恵が生まれてくる」とも発言。

只野氏は、緊急事態条項は「立憲主義のルールに穴を開ける側面がある」と指摘。長期にわたり全国的に選挙実施が困難な事態は想定しがたく、国会として必要な法整備を継続していけばリスクは大きく減らせると述べました。

憲法しんぶん速報 7月2日(木) NO. 1693号掲載

高市首相、食料品の消費税1%への引き下げ方針表明 …2年間限定・中低所得者は給付で「実質ゼロ」化

高市早苗総理は、来年4月から2年間、食料品の消費税を1%に引き下げる方針を正式に表明しました。ただ、自民党内の異論も根強く、議論は難航しそうです。

高市総理は「まずは全所得階層に負担軽減が及ぶ『飲食料品の消費税率』1%への引き下げを、令和9年4月より2年間先行させる」と、食料品の消費税を8%から1%に引き下げることを表明しました。2026年2月の衆院選では「消費税0%」を掲げていましたが、残る1%分を中低所得者への給付で還元することで「実質0%」にするとしました。一方、財源については赤字国債に頼ら

ず確保すると断言した上で、▼租税特別措置や補助金の見直し、▼税外収入の確保などで対応していく考えを示しました。

党内から反対の声続く

自民党では31日から党内議論がスタートしましたが、減税の方針に異論が噴出しました。消費税をめぐる全体会議には、党所属の国会議員50人以上が参加しましたが、減税に慎重な議員から財源が足りないなど、反対意見が次々と上がりました。

河野元デジタル大臣：財源が明確にできないまま軽減税率を下げるとするのは、マクロ経済的にも、これからさらなる円安金利高につながっていくと思う。仕入税額控除の問題で農家・飲食店、いろいろ困るところが出てくる。

中谷元防衛大臣：やっぱり財源がないんですよ。あれば今、示してほしいんですけど。子孫に借金や苦勞を残すわけにはいけない。

会議では減税慎重派から、消費税減税の財源が不明確で、社会保障の財源への懸念が示されたほか、減税したとしても、事業者がレジの改修などで事務費用がかかるため「本当に値段が下がるのか」など、物価高に対する減税効果を疑問視する意見も出ました。

一方で、減税賛成派からは2月の衆院選で掲げた公約だとして「決断が政治の信頼として必要だ」との意見も出ました。

31日は意見の一致には至らず、週明けも議論が続くことになりましたが、政府が目指す来週の閣議決定までに意見がまとまるか、見通しは立っていない状況です。

■減税しても「効果は限定的になるのでは」

東京大学准教授 斎藤幸平さんは、「これまで国民があまり期待していない国旗損壊罪や皇室典範などに注力して支持率が下がってきたため、人気を回復するために消費税に取り組む流れになったのだと思います。1ドル163円だったものが一時157円台になりましたが、消費税を減税すると円安が進む可能性がある中で、その前に一度介入しておこうという考えなのかもしれません。消費税を下げても、ガソリン価格などが上がれば減税の効果が薄れてしまうので、効果は限定的になるのではと感じてしまいます」と、語っています。

一方、国民民主党の玉木雄一郎代表は28日の記者会見で、飲食料品の消費税減税を巡り、政府、与党内で有力視される2年間限定で税率を1%へ引き下げる案に反対する考えを示しました。

「経済への悪影響が大きく、賛成できる中身になっていない。減税には賛成だが、やり方が間違っている」と述べました。農業従事者や外食産業に影響を与えるとして「離農促進減税、飲食店倒産促進減税になりかねない」と指摘。所得税や住民税の減税を主張した上で「高市早苗首相にはどのような政策がベストか、よく考えてもらいたい」と訴えました。

■共産党小池氏 1%とする案の三つの大きな問題点指摘

日本共産党の小池晃書記局長は29日、同日の「社会保障国民会議」の中間とりまとめで示された食料品の消費税を2年間限定で1%とする案について、「三つの大きな問題点がある」と指摘しました。

1点目は、減税の期間が2年限定だということです。小池氏は、食料品の消費税を1%とした場合、2年後に8%に戻す際には7%もの増税になると指摘。「2年後にはいまだかつてない大増税となる。こんなものは『減税』ではない」と批判しました。

2点目は減税の対象を食料品に限定していることです。小池氏は、物価の上昇は食料品だけでなく、あらゆる品目に及んでいると強調。食料品だけを減税した場合、負担の増える外食産業や農業などさまざまな弊害があるとし、「品目を限定せず一律に減税すべきだ。日本共産党は当面5%への減税、そして廃止を主張している。そうすれば複数税率もなくなり、小規模事業者やフリーランスを苦しめるインボイス制度導入の口実もなくなり、一石二鳥だ」と主張しました。

3点目は、財源の問題です。国民会議では減税のまともな財源が示されていません。小池氏は「日本共産党は、大企業と超富裕層に応分の負担を求める財源を示している。財源を示さず消費税減税に踏み込み、財政に対する懸念が広がることで円安が加速し、物価上昇を招けば元も子もなくなる」と警告しました。

その上で「国民会議では、私たちのように消費税廃止を主張する政党は排除された」と指摘。政府と一部政党だけで議論したために「迷走し、まともな方向性が出されなかった」と厳しく批判しました。

